

## ○職員 of 懲戒に関する条例

制 定 昭 40. 12. 25 条例 7

最近改正 平 22. 12. 17 条例 8

(この条例の目的)

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）に基づき、職員 of 懲戒の手続及び効果その他職員 of 懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(他の条例との関係)

**第 2 条** 職員 of 懲戒の手続及び効果その他職員 of 懲戒に関しては、法律に特別の定がある場合を除く外、この条例の定めるところによる。

(懲戒の手続等)

**第 3 条** 法第 29 条第 1 項の規定により職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をするには、その職員が同項各号の 1 に該当すると認められる客観的事実 of 明らかな場合でなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(懲戒の効果)

**第 4 条** 戒告は、当該職員 of 責任を指摘し、及びその将来を戒めるものとする。

2 減給は、1 日以上 6 月以下の期間において、1 月につき、給料月額の 10 分の 1 以下の額を減じて行うものとする。

3 停職 of 期間は、1 日以上 1 年以下とする。停職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。停職者は、停職 of 期間中、いかなる給与も支給されない。

4 懲戒処分として免職された職員 of 給料、退職年金又は退職一時金その他 of 給与については、別に条例で定める。

(実施細目)

**第 5 条** この条例 of 実施に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び地域手当の月額合計額」と読み替えて、同条同項の規定を適用する。

**附 則**（平18. 3. 24 条例3）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平22. 12. 17 条例8）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に係る停職の処分の期間については、なお従前の例による。